

一般社団法人 日本ボクシング連盟
令和元年度 第2回理事会議事録

- 1 定款第36条3項に基づき招集手続きの省略（理事及び監事全員の同意）
- 1 開催年月日及び時刻 2019年5月19日（日）15時10分～17時15分
- 1 開催場所 岸記念体育会館1階会議室（東京都渋谷区神南1-1-1）
- 1 資格確認
 - 理 事 35名中33名出席 欠席理事2名
 - 監 事 2名中2名出席
 - 議決権数 35個中33個

開会（15時10分）

事務局より出席理事が定足数に達しているため理事会の成立が報告されたのち、内田貞信会長が開会の挨拶を行った。定款第18条に則り、会長から指名された坂巻副会長が議長となった。書記には池端常務理事、林田理事が指名され、定款38条により会長及び監事が署名人となることが報告され議案の審議に入った。

- 1 議事の経過の要領及び議案審議の結果

決議事項

第1号議案 主たる事務所の移転について

議長は、第1号議案について審議したい旨述べ、吉沼公益化推進委員長より、令和元年6月10日付け下記への移転について承認を求めたところ全会一致で決議した。

記

〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号706号室
「Japan sport Olympic square」

以上

第2号議案 公益化に向けた諸規定の新設・一部変更について

議長は第2号議案について審議したい旨述べ、吉沼公益化推進委員長及びコンサルタントの大城氏より以下の①～⑧の規程について詳細な説明が行われた。会場より質問や意見が出され内容の修正等が行なわれ（質疑応答の詳細は別添資料）、それぞれについて採決が行われた。採決の内容は以下の通り。

- ①（新規）選手選考規程（資料P1～3）
- ②（新規）選考基準（資料P4～13）
 - 男子エリート、同ジュニア・ユース
 - 女子エリート、同ジュニア・ユース

コンサルタントの大城氏からは選手選考規程の流れについて、小山田常務理事から選考基準について詳細な説明が行われた。会場より質問が出され質疑応答が行われた（説明内容、質疑応答の詳細は別添資料）。次の理事会までに必要な見直しを行う事を前提として、議長がその承認を求めたところ、満場一致で承認可決した。

③（変更）審判規程（資料P 14～16）

コンサルタントの大城氏から審判規程について、詳細な説明が行われた。会場より質問が出され質疑応答が行われた（説明内容、質疑応答の詳細は別添資料）。2. 審判員について⑨と8. 試験内容と12. 改廃について一部変更し、議長がその承認を求めたところ、満場一致で承認可決した。

④（変更）公認セカンド制度に関する規程（資料P 17～20）

コンサルタントの大城氏から公認セカンド制度に関する規程について、詳細な説明が行われた。会場より質問が出され質疑応答が行われた（説明内容、質疑応答の詳細は別添資料）。〔別表1〕の訂正を確認し、セカンドの届け出はチーフセカンドのみとすることで、議長がその承認を求めたところ、満場一致で承認可決した。

⑤（変更）競技規則（資料P 21）

コンサルタントの大城氏から競技規則の新旧対照表について、詳細な説明が行われた。審判部から、審判リストの作成は審判委員会との訂正案が出された（説明内容は別紙資料）。特に質疑もなく、議長がその承認を求めたところ、満場一致で承認可決した。

⑥（新規）競技用品販売店審査会規程（資料P 22～23）

⑦（新規）競技用品販売店選考基準（資料P 24）

コンサルタントの大城氏から競技用品販売規程と販売店の選考基準について、詳細な説明が行われた（説明内容は別紙資料）。特に質疑もなく、議長がその承認を求めたところ、満場一致で承認可決した。

⑧（新規）日本連盟推薦基準（P 25）

コンサルタントの大城氏から日本連盟推薦基準について、詳細な説明が行われ、会場より意見が出された（説明、意見の内容は別紙資料）。全日本選手権の選考基準を男女にする、全日本選手権の推薦基準（3）に「前年度社会人選手権優勝者」、（7）の「著しい」を削除し、議長がその承認を求めたところ、満場一致で承認可決した。

⑧（変更）専門部・専門委員会組織規則（資料P 26～28）

コンサルタントの大城氏から専門部・専門委員会組織規則 新旧対照表について、詳細な説明が行われ、会場より質問が出された（説明、質疑の内容は別紙資料）。第4条から「及び副部長」を削除し、2を、「専門部の副部長及び部員は・・・部長が選任し・・・」と変更し、議長がその承認を求めたところ、満場一致で承認可決した。

報告事項

第1号報告 プロボクシング協会からの質問状について（別紙資料）

第1号報告について事務局より経緯について説明がされた。各理事にアンケートのような形で回答してもらい事務局でまとめることになった。

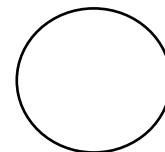
議長は、以上をもって本日の議事を終了した旨を述べ、17：15に閉会した。

以上の決議を明確にするために、この議事録を作成し、定款第38条第2項に従い出席した会長及び監事が議事録署名人としてこれに記名押印する。

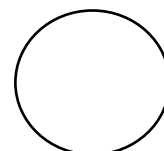
以上の議事の内容を記録し、これを証するため署名押印する。

年 月 日

議事録署名人



議事録署名人



議事録署名人

